

様式第 1 号（第 4 条関係）

開発行為等による防火水槽の設置に関する協議書

埼玉西部消防組合（以下「組合」という。）と \_\_\_\_\_（以下「申請者」という。）は、都市計画法に基づく開発行為又は組合市の定めにより設置される防火水槽の設置に関し、同法第 3 2 条の規定及び組合市の関係条例等により下記のとおり協議書を締結する。

記

1 帰属先・管理者について

- (1) 帰属先
- (2) 管理者
- (3) 所在
- (4) 物件

2 設計・施工について

- (1) 防火水槽の構造については、組合の指定した構造とすること。ただし、二次製品で一般財団法人日本消防設備安全センターの認定品を使用する場合は、この限りでない。
- (2) 申請者は、工事を着工する前に消防水利の設置届出書（様式第 2 号）に必要書類を添付し、2 部提出すること。
- (3) 申請者は、工事に際して完成までの各工程写真を撮影するとともに、組合の指示に従い、中間検査を受けること。
- (4) 申請者は、工事が終了した時点で組合が行う完了検査を受けること。

3 帰属について

組合へ帰属される防火水槽については、完了検査に合格した後、引継書に工事の工程写真を添付し、組合へ引き渡すものとする。

4 管理について

防火水槽の管理については、組合へ帰属されるものについては組合が行い、それ以外は申請者が行うものとする。

5 履行について

協議後は、この協議書に基づき速やかに工事及び事務手続をすること。

6 その他

この協議書に定めのない事項については、その都度、組合と申請者が協議して定めるものとする。

この協議の合意を証するため本書を 2 通作成し、組合、申請者ともに記名押印の上、それぞれその 1 通を所持する。

年 月 日

組 合：事務所の所在地 埼玉県所沢市けやき台一丁目  
1 3 番地の 1 1  
名称及び管理者 埼玉西部消防組合  
管理者 印

申請者：住所又は事務所の所在地 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
及び代表者名 \_\_\_\_\_ 印